

春秋穀梁傳范甯注の一考察

田中麻紗巳

范甯『春秋穀梁傳集解』は『春秋』三傳の古注の一つとして高く評價されている。だが范甯の注自體を對象とした研究は、何休『解詁』と杜預『集解』に比して乏しく、その貴重な一つが鎌田正「范甯の春秋學について」（『鈴木博士古稀記念東洋學論叢』）である。これは范注を詳細に讀み通して考察した、充實した内容の研究である。小論はこの研究成果に従いつつ、范甯と鄭玄・杜預との關連を中心に改めて范注を檢討したものである。

初めに鎌田論文の内容を要約し、次に顧炎武『日知錄』の指摘を取り上げ、更に范注での鄭玄の位置づけと、鄭玄の學に對する姿勢を調べ、そして「甯所未詳」を中心に杜預の説との關係を檢討し、疑經の例を杜預との關連で考え、最後にまとめをしたい。尙、注の解釋には楊士勛疏の他、鍾文烝『春秋穀梁經傳補注』（十三經清人注疏、中華書局出版）を主に參考にする。

一、

鎌田論文は四節から成る。「一、穀梁傳集解出現の因由」は、玄學を尊び禮法を顧みない王弼・何晏を非難し、儒道

の回復を使命とした經學者の范甯が、地方行政官としても學校を興し生徒を教育して大いに教化を浸透させるとともに、儒學の研鑽に努め春秋三傳を講學するに至った、という。そして何休が經傳にわたる詳細な訓詁を施して公羊學を體系的に建設し、百年後に杜預が『左傳』で『春秋』を明らかにするといふ傳文主義を樹立したが、(百年後の范甯の頃は)この『公羊』の何注、『左傳』の杜注と比肩する善釋が『穀梁』にはなかった。穀梁學の先師は十家を數えたが、(その學説は)淺薄で觀るべきものがなく、特に『左傳』や『公羊』を引いて『穀梁』を解し、『穀梁』の文義にもとるといふ状態であった。この二點、つまり玄學の風潮に激して經學の復興を圖ろうとしたことと、『穀梁』に善釋がなかったことが、范甯に『穀梁傳集解』を大成させるに至らしめたと考えられる、とまとめる。「一 范甯の春秋義例説の特色」は、范甯以前には『穀梁』本來の義例説はなかったので、彼がそれを樹立しようとした、という。具體的には、經の「王」字の有無に關する義例や王后を迎える義例など五種の義例を説明し、范甯は『春秋』經文と『穀梁』の傳例とを錯綜して機能的に體系化して春秋義例説を樹立したといえよう、と説く。更に范甯は穀梁學の先師が『左傳』『公羊』を引いて『穀梁』の義を亂しているといひながら、自らも杜預の義例説を引用することがあり、これは『穀梁』の義例だけでは不十分な場合、他家の義例の長所を採って經全體に通じる義例説を立てるといふ持平の態度を示すものである、と、付け加える。「三 穀梁傳集解に引用する諸家の注について」は、まず何休注は春秋災異説を説くが杜預注はそれを拂拭した、しかし范注は劉向・京房などの災異説を再び引く、と指摘する。そしてこれは災異説がなお時代思潮の一つであったことと、儒學思想の根幹である政道や君臣のあり方を重視した范甯が天人相與の災異説に心を惹かれたからではなからうかと推測する。更に何休と鄭玄の論争に關して述べ、何休『穀梁廢疾』と鄭玄『釋廢疾』を併記する二十四條のうち二十一條が鄭玄説に従い、そのなかには鄭玄が『公羊』の傳文を用いて何休の論難を駁論する例もあり、そこで范甯は「こうしたところがわたしの鄭玄に及ばないところである」と感嘆していて、彼がいかに鄭説を信奉して

いたかが分かる、という。だが范甯は鄭説に盲從したのではなく、二十四條のうち三條は鄭説に疑いを抱き否定しており、このように鄭玄説に多く従いながらも疑義ある事柄では従わず、『穀梁』まで疑うこともある態度は、先人の説に對し持平の見解を示すもので、これは廣く善を選んで折衷・融合を旨とした鄭玄の學風を繼承しているものであろう、と推定する。「四 穀梁傳集解における疑經疑傳について」は、まず范甯の疑經の態度を取り上げる。經文に疑問を表明するのは主に時月の記載に關するもので、杜預がそれらを「闕文」とするのには、范甯は「甯の未だ詳にせざる所なり」などという。その理由は、一面には『穀梁』自體に依るべき資料がなかったことと、一面には『春秋』は聖心の加えられた神聖なる經典で、孔子自身も舊史の闕文をそのまま受け、疑わしきは疑わしきを傳えるという謙虛な態度を取ったという見解に基づくものであろう、と解する。その他、范注には經文に疑義を立てたり、それに關連して他説も引用している個所があり、これは彼が經文を神聖視するとともに、納得すべき解釋を發見できない場合の苦惱を表明したもので、ここに范甯の着實なる春秋學の眞面目を窺うことができる、という。また疑傳を明言する十餘條のうち五條を解説し、今古學の狭い門戸の見を打破する學風に鄭玄的なそれが認められる例や、范甯の倫理觀を示す例もある、という。その上で『春秋穀梁傳集解』の序に立ち返り、疑傳の理由は、彼が『春秋』によって人倫の綱常を明らかにしようとする立場から、三傳それぞれの難點を公平な態度で批判したからとする。更に、序が春秋學は至當の經義を探求すべきもので、それが困難な場合は一傳はおろか三傳も並び捨てて至當の經義をきわめねばならないと論じているとし、この至當の經義とは鄭玄のいう「穀梁は經に善し」の「經」で、人倫の綱常と政治の大道と考えられる、という。最後に、このような三傳に捕われない春秋學を希求した范甯は、後の新しい春秋學を促す氣運を醸成したと考えられる、とまとめる。

納得できる妥當な見解を隨所に展開した優れた論文である。范甯研究には缺くことにできない業績といえよう。

もともと范甯注の特色は以前から指摘されている。顧炎武『日知錄』卷二十七「漢人注疏」に「宋黃震言えらく、杜預は左氏に注して獨り左氏を主とし、何休は公羊に注して獨り公羊を主とするに、惟だ范甯のみ穀梁に私せず、三家の失を公言す、と。…（宋黃震言、杜預注左氏、獨主左氏、何休注公羊、獨主公羊、惟范甯不私於穀梁、而公言三家之失。…）」とある。范甯はその『集解』序で何休・杜預に比して公平に三傳の缺點を擧げているので、それを黃震は取り上げたのである。この黃震の言を受けて顧炎武は「今考うるに集解中 傳文を糾す者、六事を得たり（今考集解中糾傳文者、得六事）」として六例の具體的内容を列擧する。

それらを順に見ていくと、まず莊公九年の齊での後嗣争いに魯が關與して失敗した事件で、『穀梁』が「…内を惡むなり（惡内也）」という。范注はこれに對する何休の批判、次いでそれへの鄭玄の釋辨を引いた上で「…内を惡むの言、傳或は之を失せり（…惡内之言、傳或失之）」という（詳細は後述）。

僖公元年に魯の公子友が莒の軍と戦い、これを破って指揮官の莒君の弟を捕らえたとある。これを『穀梁』は「…公子の給くを惡む。…曰く、師を棄てる道なり（…惡公子之給。…曰棄師之道成）」という。公子友が莒君の弟に二人の格闘で勝敗を決しようとして申し入れ、格闘して不利になると隠し持っていた劍で刺し殺した、とした上で、欺いたのをにくむのであり軍隊を棄てる道であると解説する。劍で殺した點と指揮官二人の決闘で戦闘の勝敗の決着をつけた點を非難している。これに對し范注は、「江熙曰く、…理自ずから通ぜざるなり。…此れ又た事の然らざるなり。傳或は之を失せり（江熙曰、…理自不通也。…此又事之不然。傳或失之）」と江熙の説だけを引く。軍隊が戦闘しないでどうして

破ったことになるのか道理が通じないし、令徳の人である公子友が軍隊の統率を放棄して軽々に一人で格闘し隠していた剣で殺して勝敗を決したりしようか、そうではなかったであろうから、傳は間違っているのだろう、という。この江熙の言に范甯は同意し引用する。

僖公十四年に魯の季姬が繪君と防の地で会い、繪君を魯に來朝させたとある。『穀梁』はこの來朝を「來たりて己を請わしむなり（來請己也）」といい、范甯は「來朝して己を妻と爲すを請わしむなり（使來朝請己爲妻）」という。だからこの前の傳は「遇うとは、同じく謀るなり（遇者、同謀也）」、つまり兩人が謀って會ったといい、これに對し范甯は「魯女の故無くして遠く諸侯に會し、遂に淫通するを得るとは、此れまた事の然らざるなり。左傳に曰く、繪の季姬來寧し、公之を怒る、と。繪子の朝せざるを以て、防に遇い、來朝せしむ、と。此れ人情に近く合う（魯女無故遠會諸侯、遂得淫通、此亦事之不然。左傳曰、繪季姬來寧、公怒之。以繪子不朝、遇于防、而使來朝。此近合人情）」と説く。『左傳』は僖公が娘の季姬のみ里歸りして夫の繪君は朝見しないのを怒り、そこで季姬が防で繪君と會い來朝させた、と解するので、范甯はこちらの解釋が人の情愛に近く、合致している、という。『穀梁』の解釋は物語として興味深く、春秋時代のこととしてこちらの方が人の情愛としてありうることと思えるが、これは現代人の感想だろう。二傳の違いは傳承の違いによるのかも知れないが、范甯はいわば常識的な『左傳』の説に贊意を示し、『穀梁』には否定的と解される。

襄公十一年に魯が三軍を作ったとある。『穀梁』は「天子は六師、諸侯は一軍なり。三軍を作るは、正しきに非ざるなり（天子六師、諸侯一軍。作三軍、非正也）」というので、范甯は、『周禮』などは一萬二千五百人が一軍で、天子は六軍、大國は三軍、その次の國は二軍、小國は一軍であり、二千五百人が一師である、というの引く。そして天子が六師なら一萬五千人で大國の三軍の方が多く、「諸侯の制の天子を踰ゆるは、義に非ざるなり（諸侯制踰天子、非義也）」

つまり道理に反するという。更に「總て諸侯は一軍と云うは、又た制に非ざるなり（總云諸侯一軍、又非制也）」という。傳の「三軍を作るは、正しきに非ざるなり」との判断に異存はないようだが、軍隊の規模の記述は否定する。

昭公十一年に楚君が蔡侯般を誘い出して殺したという事件で、『穀梁』は「夷狄の君、中國の君を誘いて之を殺す、故に謹みて之に名い（夷狄君、誘中國之君而殺之、故謹而名之也）」として、楚君を批判していると説く。これに對し范甯は詳細な注を施す。まず「蔡侯般は、父を弑するの賊なり。此れ人倫の容れざる所にして、王誅の必ず加わる所なり。：夷狄の君は禮を中國に行なうを得ずと謂うが若き者は、理既に通ぜず、事も又た然らず（蔡侯般、弑父之賊。此人倫之所不容、王誅之所必加。：若謂夷狄之君不得行禮于中國者、理既不通、事又不然）」という。夷狄の君が中國の君主を殺した點を、傳が取り上げるのを、否定する。そして同様の他の例が逆の判断をして相反しているかのように見えるが、傳は「凡そ罰 其の理に當たらば、夷と雖も必ず申ばし、苟しくも斯の道に違わば、華と雖も必ず抑う（凡罰當其理、雖夷必申、苟違斯道、雖華必抑）」のであり、他の例は情と理を共に伸べ、善と惡の兩方を顯している、とした上で、楚君が蔡侯般を殺したのは賊を伐つためではなかつた點で批判され、夷狄だからなのではない、という。つまり「謹みて之に名い（う）」ことの理由を、楚君の動機の不純さに求め、傳の解釋を否定する。

哀公二年に晉の大夫が軍を率いて衛の太子蒯聵を衛の戚の地に納めたとある。衛の靈公夫人南子の惡評を憎んだ太子の蒯聵が、實の母の南子殺害を謀って失敗し、國外に逃れていた。靈公が歿すると、孫の輒、つまり蒯聵の子が立てられる。出公である。すると蒯聵は晉の援軍を得て衛の邑に入ったのである。『穀梁』は父の歸國と父への君位讓渡を輒が拒否したのは、祖父靈公の命に従ったからで、「父を信ばして王父を辭すれば、則ち是れ王父を尊ばざるなり。其の受けざるは、王父を尊ぶを以てなり（信父而辭王父、則是不尊王父也。其弗受、以尊王父也）」という。輒の拒否は祖父靈公を尊ぶものと認する。これに對し范甯は「甯は此の義に達せず。江熙曰く、：然れば則ち王父に従うの言、傳

は失するに似たり。：經は衛の世子を納むと云う。鄭の世子忽も鄭に復歸せり。世子と稱するは、正たることを明かにす。正たることを明かにせば、則ち之を拒むは非なるにあらずや（甯不達此義。江熙曰、：然則從王父之言、傳似失矣。：經云納衛世子。鄭世子忽復歸于鄭。稱世子、明正也。明正、則拒之者非邪）」という。傳の輒は認は自分には理解できないとして、江熙が經に「衛の世子蒯聵を戚に納む（納世子蒯聵于戚）」とあって「世子」、つまり跡継ぎと記されているのを根據に擧げる説を引く。江熙は經が父の歸國と君位就任を正當視しているので、子の拒否は誤りだろうとする。この説を范甯は用いて傳を否定する。

以上、検討した例は、直接に傳を批判するもの、他書や別人の説も引くもの、更に別人の説を引くだけのものなど、論述の仕方に違いはあるが、いずれも『穀梁』に納得せず、それを批判し否定する内容である。特に最初の例と最後の例、つまり齊の後嗣争いに魯が關與して失敗した事件（魯の女の生んだ子糾を歸國させ君位に即かせるのに失敗し、殺さざるをえなかった事件）と、衛の父子の君位争いの事件との注は、他説を引用して范甯自身は「内を惡むの言、傳或は之を失せり」（莊九）、「甯は此の義に達せず」（哀二）と間接的な批判とも見える既述の仕方ではあるが、實質的には彼の嚴しい非難の意が込められていると考えられる。それは序の三傳の短所を述べた個所で、『穀梁』の短所として擧げるのがこの二例だからである。序には「穀梁は衛の輒の父を拒むを以て祖を尊ぶと爲し、子糾を納めざるを内の惡と爲す。：父を拒むを以て祖を尊ぶと爲す、是れ子は得て叛く可しと爲すなり。子糾を納めざるを以て内の惡と爲す、是れ仇讐は得て容る可しと爲すなり。：此くの若きの類は、教えを傷め義を害う。強いて通ず可からざる者なり（穀梁以衛輒拒父爲尊祖、不納子糾爲内惡。：以父拒父爲尊祖、是爲子可得而叛也。以不納子糾爲内惡、是仇讐可得而容也。：若此之類、傷教害義。不可強通者也）」とある（このことから范注の間接的な表現には明確な彼の意思が込められている場合もあることが知られよう）。

ただ先學は、范注に傳への疑義を表明する個所が十餘例あると述べていた。そこで六例以外の例を一つ見てみたい。隱公九年に「天王 南季をして來聘せしむ（天王使南季來聘）」という記事がある。この周王が魯に使者をやり訪問させたことについて、『公羊』と『左傳』は言及せず、何休も同じで、杜預が「傳無し。南季は天子の大夫なり。南は氏、季は字なり（無傳。南季、天子大夫也。南氏、季字也）」と使者の説明をするだけである。だが『穀梁』は「諸侯を聘するは、正に非ざるなり（聘諸侯、非正也）」と批判する。臣に當たる諸侯の魯が君である天子を訪問すべきなのに、逆に天子が魯に使者をおくったことを、正しくないとする。これに對し范注は、まず『周禮』大行人に天子が諸侯を「時に聘して以て諸侯の好みを結び、殷に覲して以て……（時聘以結諸侯之好、殷覲以……）」とあるのを引き、次いで許慎の「禮、臣病めば、君親ら之を問う。天子に下聘の義有り（禮、臣病、君親問之。天子有下聘之義）」という説を引く。その上で范甯は「傳の諸侯を聘するは正に非ずと曰うは、甯の未だ詳にせざる所なり（傳曰聘諸侯非正、甯所未詳）」という。

『禮記』王制の「天子は五年に一巡守す（天子五年一巡守）」の正義に許慎『五經異義』が引かる。そこでは、「天子、諸侯を聘す（天子聘諸侯）」という命題について、公羊説が「天子に下聘の義無し（天子無下聘之義）」とするのに對し、許慎は周禮説が先の『周禮』大行人の個所の文を擧げるとした上で「禮、臣疾すれば、君親ら之を問う。天子に下聘の義有り。周禮説に従う（禮、臣疾、君親問之。天子有下聘之義。從周禮説）」という。この許慎説に范甯は同意し、これをを用いて『穀梁』の判斷を否定するのである。^①

『穀梁補注』で鍾文丞が指摘するように、『周禮』大行人の「時聘」「殷覲」は鄭玄が「此の二事も亦た王 諸侯の臣の使して來る者を見るを以て、文と爲すなり（此二事者、亦以王見諸侯之臣使來者爲文）」といている。鄭玄のこのような解釋が出されてはいたが、范甯はこれに従わず、許慎の説に従って、『穀梁』の説に疑義を示している。この例

からも顧炎武の結論の妥當性は確認できるといえよう。⁽²⁾

三、

范注には先行する説の引用もある。これはこれまでに見た例のなかにもあったが、自ら「集解」と名づけたように范注の體裁である。そして他の二傳の注釋者何休・杜預の説もよく擧げる。

范注には何休の『公羊注』を引く個所があるが、『穀梁廢疾』もしばしば引かれ、その際、續けて鄭玄の『釋廢疾』が引用される場合が多い。その具體的なさまを見てみたい。

莊公四年に「紀侯、其の國を大去す（紀侯大去其國）」とある。これについて『公羊』は、齊の襄公が九世前の先祖の復讐として紀を滅ぼしたもので、襄公は賢者であり、王者も覇者もない時點では、罪のない他國を敗滅する復讐も妥當、とする。他方、『穀梁』は紀侯を賢とし、彼を君子、齊の襄公を小人と呼んで、小人に君子を凌駕させないことを示して「滅」ではなく「大去」と記した、という。

相反する解釋である。そこで何休は、滅國の似た例が「大去」とは記されておらず、『穀梁』は「滅」でなく「大去」と記して襄公の惡を不明瞭にしている、と批判する。これに對し鄭玄は、似た例はこれとは異なるもので、「大去」で滅國の惡は表わされていると反論する。

范甯はこの個所で「滅と曰わず其の國を大去すと曰う。蓋し無道の強を抑え、以て有道の弱に優しくして、進止は己に在りて齊の滅すを得る所に非ざるが若くするならん（不曰滅而曰大去其國、蓋抑無道之強、以優有道之弱、若進止在己、非齊所得滅也）」と述べてから、前述の何休『穀梁廢疾』、續けて鄭玄『釋廢疾』とを引いて注を終える。つまり彼

は『穀梁』の説を敷衍した上で、何休の批判はあるが鄭玄の理解が妥當、とするのである。『穀梁』の注だからこの傳を釋明する鄭玄を支持するのは當然、という面は否定できない。ただ、その際、眼を引くのは、兩人の名を「何休曰」「鄭君釋之曰」と記す點である。

後漢末の代表的な經學者の二人を擧げながら、范甯は鄭玄だけを「鄭君」と呼んで敬意を表する。彼が擧げる先人の名のなかで、最も多く登場するのが鄭玄で、しかもそのほとんどが「鄭君」と記され、これは先人のなかで彼に對してだけ拂われる敬意の表し方である。范甯は鄭玄を最も尊敬し、その説を重んじたことになろう。

『後漢書』鄭玄傳末の「論曰」に「王父豫章君、先儒の經訓を考うる毎に、玄を長とし、常に以爲えらく仲尼の門も過ぐる能わず、と。生徒に傳授するに及び、竝びに専ら鄭氏の家法を以うと云う（王父豫章君每考先儒經訓、而長於玄、常以爲仲尼之門不能過也。及傳授生徒、竝專以鄭氏家法云）」とある。「王父豫章君」は范曄の祖父で豫章の太守を勤めた范甯を指す。

范甯は經學說としては鄭玄の説を優れているとし、弟子たちへの教授にも鄭玄の學を用いている。やはり彼は先行の經學者のなかで鄭玄を最も重んじたので、その學を用いて教育し、そしてそれが『穀梁』注にも表れているのである。『穀梁』の注だからこれを釋明する鄭玄説に加擔するだけではなく、彼の學問自體に、つまりその主張・意見と方法に同意し共鳴するのである。

四、

范甯の鄭玄重視について更に調べてみたい。范注での『穀梁廢疾』の引用は、何休の名も擧げ引く例に限るが（以下、

鄭玄なども同様)、二十五例である。そのうち何休の説は二十二例が支持されず、残りの三例は結果として支持されている。だが同時に引かれる『釋廢疾』は二十五例のうち二十例が支持される。支持されないのが五例で、これを検討してみたい。

まず齊の襄公歿後の後嗣争いで、魯の女の生んだ糾を即位させるため齊に歸國させようとして果たせなかったことに關する例、前にも少し觸れたそれを見る(莊九)。即位したのは後に覇者となる桓公小白である。『穀梁』は歸國させる時期を失し遅れたから成功しなかったので、魯を悪んでいると解する。これを何休は、莊公の父桓公を殺した齊の襄公の子、つまり仇の子である糾を支援するのが遅かったと『穀梁』はいつているが、六年前に公子の一人が襄公とともに他國を伐つたのと、五年前に莊公が襄公と狩をしたのは非難したのと合わない、と批判する。これに對し鄭玄は、前者の場合は臣下を、後者の場合は君主をそれぞれ非難して、君臣を非難し終わっているから、ふたたび非難はしないのであり、ここは歸國させるべきだったのにさせなかったのを非難して、これはこれで妥當で、前の例と相反してはいないと釋辨する。これらを引用して范甯は、仇はいつまでも通好すべきではなく、糾の支援が遅れてもかまわないのであるとして、「内を惡むの言、傳或いは之を失せるならん(惡内之言、傳或失之)」と結ぶ。『穀梁』の解釋を否定する。これは鄭玄説と對立し、何休説とは通じるものである。

また、晉が鮮虞を伐つたという經を、『穀梁』が晉は夷狄と互いに中華の小國を伐つ(この經の前に「楚子、徐を伐つ(楚子伐徐)」とあり楚を夷狄と呼ぶ)から夷狄視している、と解する例では(昭一一)、何休が『春秋』は夷狄が中華の國を伐つのと同時期に、中華の國が同様に伐つても夷狄視してないのに、それと合わない、と批判する。これを鄭玄は、晉は前年に諸侯を集合して、楚の中華の國への攻撃を阻止しようとしながら果たせず、それなのにこの年は楚と同様に中華の國を伐つので、楚以上に夷狄のふるまいだから、夷狄視するであると釋辨する。これらを范甯は引いた

上で、前年の諸侯の會合の記事には『穀梁』は傳を付していないので、「鄭君の説、左氏に依るに似たり。甯の未だ詳にせざる所なり。是れ穀梁の意なるや非ずや（鄭君之説、似依左氏。甯所未詳。是穀梁意非）」という。鄭玄の擧げる例を他傳の説ではないかと疑い、婉曲にはあるが鄭玄説への不支持を明言する。そして何休説は、支持するから引用すると解される。

更に「七月癸巳公子牙卒」の經文の、「癸巳」と日付をすることについてである（莊三二）。『穀梁』は傳を付けない。何休は、『穀梁』が隱公元年で「大夫には卒に日というは、正なり。卒に日いわざるは、惡なり（大夫日卒、正也。不日卒、惡也）」というのに、ここでは次の君となるべき太子への弑殺の意を抱いたので殺された公子牙に、日付をしてその死を記すことを説明しない點に、疑義を表明する。これを鄭玄は、牙は君の同母弟であるのに「弟」と記さないことが通常であり、「鄭君の説、某の未だ詳にせざる所なり（鄭君之説、某所未詳）」と云って注を終える。これも鄭玄説を支持せず、結果的に何休説に同調すると判断できる。

これら三例は鄭玄説不支持、何休説支持である。残りのうちまず「王人子突、衛を救う（王人子突救衛）」の經（莊六）について、『穀梁』が低い官位の者だが王の臣下だから尊んで「子突」と名を記した、とするのが問題點になる。これを何休は名ではない（字である）といい、鄭玄もここでは何休に賛成して『穀梁』の「名」は「字」の誤字だという。これらを引いた上で范甯は、『穀梁』に添って名であるとする徐乾の説を引いて注を終える。つまり范甯は自分の文を全く記さないが、何休説及び鄭玄説とともに支持せず、徐乾の説に賛同の姿勢を示している。

次は「楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男、宋を圍む」（楚人陳侯蔡侯鄭伯許男、圍宋）」の經（僖二七）に關してである。『穀梁』は楚だけ「人」とされているのを「楚子を人とするは、諸侯を人とする所以なり（人楚子、所以人諸侯也）」と

いう。楚君を「人」と記し、それによって諸侯を非難する、つまり陳侯以下の諸侯が夷狄の楚に加擔して同じ中華の宋を伐つのを非難する、とする。これを何休は取り上げ、他の例からしてこの「人」はそのような理由からではない（諸侯非難でなく楚君非難である）と批判する。これを鄭玄は當時、晉の文公が賢明な覇者として存在したのに、彼にはなく夷狄の楚に従った諸侯たちをそしるのであり、他の例は賢明な覇者のいない時代で状況が違々と釋辨する。これらを引いて范甯は、他の例についてだけ鄭玄の説と同様の理解を記し、ここについては言及しない。代わりに江熙の、楚君を貶しめてそれにより陳侯以下の諸侯も同類であることを示している、との説を挙げる。江熙説は、『穀梁』は楚君と諸侯たちをともに非難するとし、范甯はこれが妥當と考えたのである。鄭玄説・何休説をともに支持しないで、江熙説に同意している。

『穀梁廢疾』『釋廢疾』の引用では、鄭玄に關しては、范甯は二十五例の八割の二十例を支持するに止まる。『穀梁』を辨護する『釋廢疾』だから支持する、というだけではないことは明白である。また、他に鄭玄の名を挙げるが彼のどの書か斷定し難い場合が九例あり、その六例は支持、他は不支持と判斷できる。范甯は尊敬する鄭玄の説を多引して同意しながらも、自分の解釋に合わないものは同意せず支持しない⁵。他方、何休に關しては、三例が支持されると見られた。その他に彼の名を挙げ、『公羊』注と見られるものが五例あり、その三例が支持されている。鄭玄に較べると重んじはしない何休でも、その説が自分の考えに合うなら同意する。一方、兩人の説を採らず、別の説に依るのが二例あった。

范甯は鄭玄説を最も重んじ採用しながらも、廣く他説も取捨選擇して『春秋穀梁傳』を解説している。だから、鄭玄説に多く従いながらも、「先儒の説に對して持平の見解を示すもの」で、その「學的態度は、廣く善を選んで折衷融合を旨とした鄭玄の學風を繼承しているものではないか」との前述の先學の論は妥當であろう。鄭玄の學説のみならずそ

の方法からも、范甯は少なからず影響されているに違いない。

五

これまでに取り上げた例の范注に「甯は此の義に達せず（甯不達此義）」と「甯の未だ詳にせざる所なり（甯所未詳）」という類似した表現を含むものがあつた。范注全體では、前者は一例だけなのに後者は十數例に上る。私（甯）には理解できないと、自稱して疑義を表明するこの「甯の未だ詳にせざる所なり」を含む例は、范甯の考えを検討する上で注目すべき個所と考えられる。

それらのうちでは、經の季節名の記述に關する例が一番多い。桓公四年と七年で「下に秋・冬の二時無し。甯の未だ詳にせざる所なり（下無秋冬二時。甯所未詳）」といい、同じく昭公十年では「冬」、定公十四年でも「冬」がそれぞれ無いことを「甯の未だ詳にせざる所なり」という。また莊公二十二年は、夏の個所が「夏、五月」だけで終わっており、五月が首時ではない點を「五月を以て首時とするは、甯の未だ詳にせざる所なり（以五月首時、甯所未詳）」という。

ところで隱公六年に「秋七月」だけの經があり、三傳のうち『公羊』だけが「春秋は事無しと雖も、首時過ぐれば則ち書す。：春秋は編年、四時具わりて、然る後に年と爲す（春秋雖無事、首時過則書。：春秋編年、四時具、然後爲年）」と解釋する。⁽¹⁾『穀梁』は桓公九年の「秋七月」だけの經に「事無きに、何を以て書するや。時を遺てざればなり（無事焉、何以書。不遺時也）」という。そして杜預は經の注で「事無きと雖も首月を書するは、四時を具えて以て歲を成せばなり。他は皆な此れに放う（雖無事、而書首月、具四時成歲也。他皆放此）」といふので、『公羊』『穀梁』を踏まえると見られる。

范甯は桓公九年で「四時具わらざれば、年を成さず（四時不具、未成年也）」といい、隱公六年では「事無きも首月を書するは、時を遺てざればなり。他は皆な此れに放う（無事書首月、不遺時也。他皆放此）」という。記事がない季節でも、「秋七月」のように季節の最初の月名だけは記すのを書法とする認識が、三傳の學に共有されているといえよう。

だが何休は昭公十年・定公十四年で「貶しめる」、莊公二十二年で「譏る」といって人事と結びつけ解する。他方、杜預は桓公四年では「今 秋・冬の首月を書せざるは、史の闕文なり。他は皆な此れに放う（今不書秋冬首月、史闕文。他皆放此）」といい、昭公十年・定公十四年では「史の闕文なり（史闕文）」という。首月のないのを脱落と解する。

つまり經の季節名・初月名のない不備に關して共通の認識を持ちながらも、何休は個別の例では不備であることに意味がある、意義が込められていると、主觀的に解する傾向が強く、杜預は意味を認めず客觀的に「闕文」と見る場合が多いのである。これらに對し范甯は、何休の解釋を無視し、杜注の「闕文」の説にも觸れない。定公六年「夏、：仲孫何忌：」の注では、同年の冬に「仲孫忌」とあるので「仲孫忌なるに仲孫何忌と曰うは、甯の未だ詳にせざる所なり。公羊傳に曰く、二名を譏る、と（仲孫忌而曰仲孫何忌、甯所未詳。公羊傳曰、譏二名）」という。「何」の字が多いのは理解できないといい、だが原文の二文字のままの場合の解釋としては『公羊』の説があると、一説としてその傳を付加する^⑧。他方、杜預は「何忌の何を言わざるは、闕文なり（何忌不言何、闕文）」という。この「闕文」の説も范甯はやはり取り上げない^⑨。

しかし、范注には杜預の説を引く例が多い。『春秋』冒頭の隱公元年の「元年春王正月」の范注は「隱公之始年、周王之正月也。杜預曰、凡人君即位、欲其體元以居正、故不言一年一月也」となっている。「杜預曰」以下は同じ個所の杜注の一部である。だが『補注』は「范注は杜預を用いる者最も多し。此こへ杜預曰」を以て下に著けるも、其の實

上の二句も亦た杜の語なり（范注用杜預者最多。此以杜預曰著於下、其實上二句亦杜語）」という。確かに「隱公之始年、周王之正月也」も同所の杜注の初めの部分と同文である。つまりこの范注は全て杜注からの引用であり、だから正確には「杜預曰、隱公之始年、…故不言一年一月也」とあるべきなのである。

范注全體では鄭玄に劣らず杜預が多引されるのだろう。試みに隱公の十一年間の范注だけを見ても、「杜預曰」として引くのは五例（一・三・四・五・六年）だが、名を擧げないが『補注』が杜預にもとづく指摘するのが四例（二・三・六・七年）ある。

これらはいずれも杜預に同意して援用する。范甯は「闕文」とする解釋には觸れていないが、杜預の説は十分に理解し、それに同意することも多かつたと推定できよう。

范甯は隱公三年で「穀梁傳稱す、之を變じて葬いわざるもの三有り、弑君は葬いわず、滅國は葬いわず、失徳は葬いわず、と。夫子 春秋を脩め、舊史を改め以て義を示す所の者を言うなり（穀梁傳稱、變之不葬有三、弑君不葬、滅國不葬、失徳不葬。言夫子脩春秋、所改舊史以示義者也）」という。『春秋』は孔子が正し整えて義を込め、その義が書法に示されている、と見る。だから季節名・初月名を記さないのは書法に反するとして、見過ごせないであろう。定公六年の例では、經文の不整合を取り上げる。不整合を是認した場合の解釋として他傳の文を付加することもあるが、ほとんどの場合はそのような説が見出せていない。結局、范甯にとり、經は一貫した書法を備えた經典だから、季節の記述や名の一部の脱落には疑念が残る、ということなのであろう。

ところで桓公十四年に「夏五、鄭伯 其の弟禦をして來りて盟せしむ（夏五、鄭伯使其弟禦來盟）」とあり、「月」の字が缺けている。『公羊』は「聞く無きのみ（無聞焉爾）」といい、何休は言及しない。『左傳』は傳がないが、杜預は「月を書せざるは、闕文なり（不書月、闕文）」という。『穀梁』がこれを「疑わしきを傳うるなり（傳疑也）」と説明す

るのに范甯は注し、「孔子は定・哀の世に在りて、隱・桓の事を録す。故に闕文の疑わしきを承け、月を書せず。皆な實録なるを明らかにす（孔子在於定哀之世、而錄隱桓之事。故承之闕文疑、不書月。皆明實録）」という。孔子は月の字の脱落している疑問點を解消しようとはせず、「夏五」のままにして、舊史をあるがままに記録したことを示した、と解する。莊公七年にも同様の傳があり、その注は「實録なるを明らかにす（明實録也）」である。¹⁰「闕文」とはいわぬが「實録」といつている。

このように經の不備を、孔子が「闕文」のまま後世に残した「實録」だからとする見方を一方で持ちながら、范甯は理解できない多くを「實録」とはしていない。杜預と同じ「闕文」の語を使うので、杜預の説を確かに承知していたであろうが、范注ではこの語は桓公十四年に見えるに過ぎない。范甯には特に季節名や人名に關して、經は一貫した書法を備えなければならぬとする考えが、強くあるといえよう。もちろん先學の指摘するように、范甯も經文が同一でもそれらを直ちに同義と見なすべきではないと認識していたに違いない。¹¹だが同文異義で解釋するには、書法の一貫性の存在が前提としてなければなるまい。范甯はこの前提を重視すると考えられる。

さて、これに關連して次のような例がある。僖公八年の「秋七月、大廟に禘す（秋七月、禘于大廟）」の注に、『禮記』雜記下に孟獻子がこの「禘」を行ったとあるのを引き、『春秋』で彼の名は宣公九年初出、襄公十九年死亡だから、雜記下が孟獻子の行爲というのは「甯の未だ詳にせざる所なり」という。『春秋』の記事を根據にして、禮の古記録を雜輯したものらしい篇の記述を、誤りではないかというのである。¹²

だがこれはこの個所の經とも傳とも關係のない事柄である。敢えてこれを取り上げるのは、范甯が經學内部の相違する記録を無視できなかったのが主な理由だろう。だがもともと『春秋』の經自體に他のどの經書に比して勝るとも劣らない信頼感を持ち、重視するからではなからうか。¹³

前述した『春秋』への強い信頼とその重視から導き出されるのが、先學のいう疑經の態度ではなからうか。成公十六年の秋に宋の地で晉侯主導の會合があり、成公も出かけたが、諸侯は「公を見ず（不見公）」、つまり晉侯などは成公と會見しなかった、と記される。この記事の直後に「公 會より至る（公至自會）」とあり、その後は「公 尹子・晉侯・齊國佐・邾人と會し鄭を伐つ（公會尹子晉侯齊國佐邾人、伐鄭）」と續く。そしてこの年の冬にまた「公 會より至る（公至自會）」とあり、その注が「二事無し。會すれば則ち會を致し、伐てば則ち伐を致す。上に會の事無ければ、當に鄭を伐つより至る」と言うべし。而るに「會より至る」と言うは、甯の未だ詳にせざる所なり。鄭君曰く、伐ちて會を致すは、伐つに於て事成らざるなり、と（無二事。會即致會、伐則致伐。上無會事、當言至自伐鄭。而言至自會、甯所未詳。鄭君曰、伐而致會、於伐事不成）」となっている。

秋に成公は「會」に参加しようとしたが實際は参加できず、だから「事無し」であり、冬は對應する「會」は全く記されていないから、晉侯などと鄭を伐つたことと符號する「公至自伐鄭」の經文であるべきだという。「公至自會」のままの場合の解釋としては、杜預が「伐つに會を以て致すは、史の異文なり（伐而以會致、史異文）」というが、これを范甯は採らず、鄭玄の解釋を記す。つまり「異文」とはせず誤りとして修正の必要を説き、「公至自會」のままの場合の一説として、鄭説を擧げる。

また同元年の「冬十月」と記された個所に『穀梁』だけが傳を付し（何注・杜注もない）、魯の禿の季孫行父や晉の眇の卻克など、身體障害者と呼べそうな諸國の大夫たち四人が同時に齊を訪問し、齊がこれを笑いものにしたという。

そこで范注は「穀梁子 傳を作り、皆な經を釋して以て義を言うも、未だ其の文無くして横に傳を發する者有らず。甯疑うらくは經の〈冬十月〉の下に〈季孫行父 齊に如く〉と云いて、此の六字を脱せしならん（穀梁子作傳、皆釋經以言義。未有無其文而横發傳者。甯疑經冬十月下云季孫行父如齊、脱此六字）」という。傳文からすると、經には「冬十月」に續けて「季孫行父如齊」とあつたのではないかと、經の補足の必要をいう。

經の修正や補足への言及は、整合性を保ち信頼性を備えた經であることを求めるからだろうが、經の修正や補足、つまりその補整が可能なら、言い換えれば後世の注釋家の加筆の餘地を認めるなら、春秋學における孔子の位置は低下し、その權威は相對化するに違いない。

ところで杜預は「闕文」との見方の他、誤字の指摘と正字の提示もしている。⁽¹⁵⁾ 思うに范甯はこれに學び、「當に〈鄭を伐つより至る〉と言うべし」「甯疑うらくは…此の六字を脱せしならん」と更に文の改變や脱落とその補充に言及するところまで進むのであるろう。また杜預が義例のうちの變例だけを孔子の新意とした結果は、「即ち公・穀二傳に比して杜預の説く春秋の筆削、孔子の大義は極めて微々たるものとなる」といわれている。⁽¹⁶⁾ 後代に強く影響したに違いない。このような杜預の説も、范甯は學び取つたのであらう。

すなわち范甯は鄭玄の學を最も重んじ、その見解・主張と方法を取り入れている。自分の解釋を基に諸説を取捨選擇し、公平な姿勢を示している。だが、『春秋』の經文には一貫する書法が存在し、かつ存在しなければならないという經學的立場を強く持つ。これは價值の基準としての經を重視する、漢代以來の傳統的な經書觀を繼承するもので、それを范甯は『春秋』に對して抱いていると考えられる。

他方、經の補整にも言及する。これには主に杜預の春秋學からの影響が考えられる。また漢代春秋學に比して客觀的な杜預の學と、孔子の筆削やその大義の意義の降下・相對化を導くその説とは多分、范甯の頃には春秋學にかなり浸透していたであろう。彼の經補整の言辭は時代からの影響も考えなければならぬであろう。

經の重視とその補整は一見、相對立するようではあるが、范甯が漢代以來の經學の傳統を受け継ぎ、主に鄭玄の經學全體と杜預の春秋學を繼承し、そして時代の經學的風潮にも影響された結果で、彼においては矛盾はないのであろう。『春秋』を重視するからこそ、その補整も説き、より信賴できる經書にすべきであると考えていたのであろう。そして既出の研究で、唐代の自由な春秋研究は范甯にその端を發する⁽¹⁸⁾とか、彼の春秋學の態度が唐・宋の新しい春秋學を促す氣運を醸成した⁽¹⁹⁾などといわれている。『春秋穀梁傳集解』は『穀梁』注釋に止まらず、その枠を越えて『春秋』を注解するという面を備え、後代に繼承される、と理解されているのは、妥當であろう。

但し、以上は范甯の思想の一端を改めて検討したに過ぎず、彼については更に考察すべき點が少なからず残されているだろう。例えば、隱公九年の天子の使者の魯訪問是認は、上下秩序維持を第一とはせず、現實的な考え方となっているいえよう。しかし、哀公二年の衛の父子の後嗣争いは、實質は政權争いで、先ず君位を獲得した子が父の奪回を拒否するのも、當時は特殊な事例ではなかつただろうから、傳にはそれを肯定するという面もあるのだろうが、范甯は子の父への隨順を求めている、傳統的で、教條的とも見える。また僖公十四年の季姬と繪君との防での會遇も、傳を捨てて他傳に贊意を示し、道徳的な非難を招かない安穩な理解に加擔すると解される。このように范甯の考えには現實的あるいは傳統的・教條的、また道徳的ないしは常識的などの種々な面が見られ、それらを個別に、そして關連づけて検討することも、東晉の經學そして思想の産物として范甯注を見る時、必要になるだろう。

また上記の例のうち衛の後嗣争いは、前漢の僞衛太子出現事件を雋不疑が、『公羊』『穀梁』の子の立場を肯定する説を用いて見事に裁定し、經學の現實的な效用を高からしめた挿話で知られている。だが范甯は雋不疑とは逆の意見を述べる。漢と東晉とでの經學の役割や實用性など差異とその理由、それが後代に與える影響などの思想史上の問題點も、指摘できるであろう。范甯『春秋穀梁傳集解』は研究の餘地を多分に残している書であることは間違ひなからう。

尙、付記すると、前述の范甯が地方行政官としても學校を興し生徒を教育して大いに教化を浸透させたとの指摘は、『晉書』本傳に記載される確かなことだが、本傳にはまた、彼が地方官として城門の増設、家廟の設置、宗廟・社稷の規模擴大などを行い、「皆な人力を資り、又た人の居宅を奪い、工夫萬計なり（皆資人力、又奪人居宅、工夫萬計）」とほしいまま（專輒）であると彈劾され、罷免されたともある。このような點の検討も、本傳收録の上奏文の分析とともに、范甯研究には必要であろう。

注

- (1) 陳立『公羊義疏』隱公九年には「甯の未だ詳にせざる所なり」といふは、是れ自ら其の傳を破るなり（甯所未詳、是自破其傳也）」といふ陳立の文がある。
- (2) この顧炎武の指摘は、以後の范甯注の理解に少なからざる影響を及ぼしたものと考えられる。狩野直喜『魏晉學術考』六十四にも同様の指摘があり、この顧炎武の言葉を踏まえるのに違ひない。尙、『日知錄』の范注引用に一部不十分な個所もあるが、全體としての妥當性には影響しない。
- (3) 岩本憲司氏の譯注『春秋穀梁傳范甯集解』の「人名索引」は十八人の經傳解説人を挙げる。それによると鄭玄の名は三十四個所にある。范注には名を挙げずにその説を引く場合も多いが、名を挙げる例では、鄭玄が最も多い。尙、同岩本譯注は疏・『補注』を十分に読み込んだ良い内容で、小論もおおいに参照させていただいた。また范甯に関する研究には、吉川忠夫『六朝精神史研究』第Ⅱ部第三章「范甯の學問」もある。

- (4) 鎌田論文は、兩人の説を併記するものは二十四條、その二十一條が鄭玄説に従い、三條がこれを疑う、として、小論とは數え方が僅かだが異なる。
- (5) 隱公九年の天子の使者の魯への訪問の例では、鄭玄の『周禮』注を無視している。このように鄭玄の名に觸れずその説も採らない場合がかなりあるに違いない。
- (6) 鎌田論文參照。
- (7) この個所の何注は傳を解説して「有事不月者、人道正則天道定矣」と結ぶ。
- (8) 『公羊』の「：譏二名。一名、非禮也」の何注は「爲其難諱也。一字爲名、令難言而易諱、所以長臣子之敬、不逼下也」となっている。
- (9) 杜注の「闕文」については鎌田正『左傳の成立と其の展開』第二編三章三節三參照。
- (10) 莊公七年の經に「夜中、星隕如雨」とあり、その傳の「春秋著以傳著、疑以傳疑」の注である。
- (11) 鎌田論文參照。
- (12) 宇野精一「禮記成立に關する二三の問題」(『宇野精一著作集』第二卷)參照。
- (13) 鄭玄が『周禮』をその學の中核としたことは、最近の研究では内山俊彦「鄭玄における歴史意識の問題」(『中國——社會と文化——』第二十號)でも指摘される。范甯は彼の學を重んじたので、鄭玄に倣って、經書としては『春秋』を最も重視した、と想定することができるのではなからうか。
- (14) 鎌田論文參照。
- (15) 經文の誤字についての杜注の諸例は、鎌田前掲書第二編三章三參照。
- (16) 鎌田書第二編三章二節一參照。
- (17) 小島祐馬『中國思想史』後期第四章參照。
- (18) 鎌田論文參照。